

商工会 ふるさと福祉共済制度

別表1 高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表2 後遺障害等級表

身体障害状態		支払割合 (共済金額に対し)
1. 眼の障害	(1) 1眼が失明した場合	60%
	(2) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
	(3) 1眼が視野狭窄(注1)となった場合	5%
2. 耳の障害	(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
	(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
	(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼、言語の障害	(1) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
	(2) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
	(3) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(注2)の醜状	(1) 外貌(注2)に著しい醜状を残す場合	15%
	(2) 外貌(注2)に醜状(注3)を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	70%
	(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
	(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕(注4)、脚(注5)の障害	(1) 1腕(注4)または1脚(注5)を失った場合	60%
	(2) 1腕(注4)または1脚(注5)の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
	(3) 1腕(注4)または1脚(注5)の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
	(4) 1腕(注4)または1脚(注5)の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	(1) 1手の母指を指節間関節以上(注6)で失った場合	20%
	(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
	(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上(注6)で失った場合	10%
	(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上(注6)で失った場合	10%
	(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
	(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上(注6)で失った場合	5%
	(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. 神経系統の機能又は精神の著しい障害により終身労務に服することができない場合		50%

- (注1) 正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいいます。
 (注2) 顔面・頭部・頸部をいいます。
 (注3) 顔面においては直径2cmの瘻痕、長さ3cmの線状痕程度をいいます。
 (注4) 「腕」とは、手関節以上をいいます。なお、「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。
 (注5) 「脚」とは、足関節以上をいいます。なお、「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。
 (注6) 「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

- 備考 1. 失明および聴力の喪失は、完全かつ永久の場合に限ります。
 2. 上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の身体障害については1肢ごとの支払割合は60%をもって限度とします。
 3. 別表2の各号に該当しない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定する。ただし、別表2の1.(2)、(3)、2.(3)、4.(3)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害共済金を支払いません。
 4. 同一事故により、2以上の身体障害を被った場合は、100%を限度として、その合計の支払割合を適用します。

集団名 **福島県商工会連合会** ☎024-525-3411
 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま9F
 取扱 **福島県火災共済協同組合** ☎024-526-1027
 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま9F



制度の特色

- 1 傷害による死亡・高度障害、後遺障害および入院事故のほか、疾病による死亡・高度障害事故に対して保障します。
- 2 掛金は企業の必要経費として損金処理ができます。



制度を利用できる方

会員およびご家族・従業員の方で満6歳以上、満59歳以下の方で加入時健康な方

■ 共済金額100万円（一口）保障の場合（月額掛金1,000円）

保障・給付の範囲	種類	共 済 金
不慮の事故による 職場内外の事故 (偶発的な事故)	傷害死亡共済金	200万円
	高度障害共済金	100万円
	後遺障害共済金 3%～100% (共済金額に対し)	3万円～100万円
	5日以上入院された時 (入院日数120日限度)	1日 1,500円
病気による	普通死亡共済金 高度障害共済金	100万円 <small>300万円の契約に限り、加入1年以内に疾病、高度障害により死亡した場合200万円になる</small>

上記の内容は100万円（1口）ご加入の場合です。加入は1口～3口までの加入となりますのでそれぞれ1倍～3倍したものが、保障内容ならびに月額掛金となります。

主 契 約

死 亡 共 済 金

1. 普通死亡共済金 死亡共済金
2. 傷害死亡共済金 死亡共済金+傷害死亡共済金

高 度 障 害 共 済 金

高度障害共済金額

傷 害 高 度 障 害 共 済 金

高度障害共済金額+傷害高度障害共済金額

後 遺 障 害 共 済 金

死亡共済金額×支払割合
傷害事故により180日以内に後遺障害となったとき 別表（100%～3%）

特 約

傷 害 入 院 共 済 金

入院1日につき死亡共済金の1,000分の1.5に相当する金額
※傷害事故により90日以内に医師の治療を受け入院し、その入院日数が5日以上におよんだとき

● 制度の取り扱い ●

1. 共済期間

共済期間は、申込日の翌月1日午前0時から1年とし、共済契約証書に共済期間満了の日として記載された日の午後12時に終わります。

2. 責任開始日

共済掛金を払い込んだ日の翌日午前0時から共済契約上の責任を開始するものとします。

3. 共済契約の更新

この共済契約の共済期間が満了する場合、当組合は、共済契約者に対して継続に関する内容を共済期間満了の30日前までに通知し、共済契約を継続前の契約条件にて自動的に更新します。ただし、次の事由のいずれかに該当した場合は、共済契約は更新されません。

- 共済契約者が共済期間満了の日の14日前までに共済契約を継続しない旨を通知した場合
- 更新時の被共済者の年齢が、別途定める契約取扱規程により、契約年齢の範囲を超える場合
- 当組合が別途定める契約取扱規程により、更新日に共済契約の種類または共済金額の変更が必要となる場合

4. 加入資格および条件

1. 商工会の会員および家族・従業員の方（満6歳以上、満59歳以下）となります。
2. 加入日現在において健康で、正常に就業または日常生活を営んでおられる方。

5. 加入・脱退手続

加入の申込みは所定加入申込書により商工会あてにお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、商工会に脱退変更届を提出してください。

6. 加入者証の発行

加入いただいた方については、契約証書を送付致します。

7. 共済金等の請求

共済期間中に、加入者が死亡した場合や、不慮の事故で傷害を受けた時または入院した時は商工会に備え付けの必要書類によって請求手続をおこなってください。

本制度は、福島県商工会連合会が福島県火災共済協同組合と締結した制度で会員の皆様にご利用いただくためのものです。